**西予市運送事業者等燃油高騰対策支援事業補助金申請要項**

# １　事業の目的

燃油高騰等の影響により、厳しい経営環境にある市内の運送事業者等に対し、輸送体制の更なる下支えを図ることを目的として補助金を交付します。

# ２　交付対象者

本補助金の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

(１)運送事業者等であって、令和６年４月１日時点で市内に本社又は営業所を有する法人又は個人であること。

(２)交付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。

(３)西予市中小企業等物価高騰対策支援事業の申請をしていないこと。

(４)市税を滞納していないこと。

# ３　補助金の額

令和６年９月末時点における、交付対象者が事業で使用するために**西予市内の営業所等に配置している**営業用車両の台数に応じて算定するものとします。対象となる車両及び単価は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付対象者 | 対象車両 | 補助単価  （1台当たり） |
| 貨物運送事業者 | 普通貨物車  （被牽引車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車は含まない） | 35,000円 |
| 小型貨物車（霊柩車を除く。）  大きさ基準以下  長さ4.7ｍ、幅1.7ｍ、高さ2.0ｍ | 17,000円 |
| 軽貨物運送事業者 | 軽貨物車（霊柩車を除く。） | 17,000円 |
| 貸切バス事業者 | 大型・中型バス | 35,000円 |
| 小型・マイクロバス | 17,000円 |
| タクシー事業者 | 乗用タクシー | 17,000円 |
| 自動車運転代行業者 | 随伴用自動車 | 17,000円 |

# ４　補助金申請の流れ

（１）申請

　　　申請兼請求書を提出します。

ア　申請期間

令和７年４月10日(木)から令和７年５月30日(金)まで

イ　提出する書類

申請の際は、次の書類を提出してください。

　　（１）誓約書及び同意書（様式第２号）

（２）運送事業に関する許可証（営業許可等）の写し（軽貨物運送事業者を除く。）

（３）運送事業に関する届出書の写し（軽貨物運送事業に限る。）

（４）自動車運転代行保険証書の写し（自動車運転代行業者に限る。）

（５）所有台数分の営業車両自動車検査証などの写し

(令和６年９月末時点で有効期限内の車検証であること。)

（６）振込口座の通帳の写し

（７）その他市長が必要と認める書類

ウ　提出方法

窓口に持参する場合

　　土日祝日を除き、午前８時30分から午後５時15分の間で受け付けます。

　　郵送する場合

　　郵送の場合は、令和７年５月30日(金)の消印有効です。

（３）審査

提出のあった申請書の内容について、交付対象の要件を満たしているか審査をします。

交付の決定及びその通知は、申請者が指定する金融機関口座への入金をもって行います。交付対象の要件を満たしていない場合は、不支給決定通知書（様式第３号）を送付します。

（４）補助金の支払い

補助金の交付が決定した申請者については、申請時に提出している交付申請兼請求書に基づいて、指定口座に補助金を支払います。

# ５　関係書類の保管

　　本事業に関係する証拠書類は、事業終了年度の翌年度から５年間保管してください。

# ６　注意事項

（１）立ち入り検査等

　　交付の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、申請者の事業所等に立ち入り、輸送事業の実施状況や必要書類の検査等を実施する場合があります。

（２）交付決定の取り消し

　　　交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の支給決定を取り消すことがあります。

ア　故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金を受け、又は受けようとするとき。

イ　補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ　西予市運送事業者等燃油高騰対策支援事業補助金

交付要綱に違反したとき。

エ　前各号に掲げる場合のほか市長が不適当と認めたとき。

なお、交付決定の取消しを行ったときは、期限を付して、

既に交付した補助金の返還を命ずる場合があります。

（３）申請後、受給資格を喪失した場合

補助金の申請後に、受給資格を喪失した場合は、西予市運送事業者等燃油高騰対策支援事業補助金受給資格喪失届（様式第４号）により、届け出が必要です。受給資格を喪失した際には、ご相談ください。

# ７　申請書類等の提出先

　〒797-8501　西予市宇和町卯之町三丁目４３４番地１

西予市役所　産業部　経済振興課　商工振興係

　電話：0894-62-6408（直通）　FAX：0894-62-6571

　Mail：[keizaishinkou@city.seiyo.ehime.jp](mailto:keizaishinkou@city.seiyo.ehime.jp)

　なお、愛媛県トラック協会所属の一般貨物運送事業者の方は、下記へ申請してください。

〒791-1114 愛媛県松山市井門町1081-1

東宇和地区トラック協会

電話：089-957-1069　FAX：089-993-5501

# 補助金申請の流れ（フロー図）

　　　　…申請者の手続き　　　　　…西予市の手続き